

長野社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの(長野南、伊那、長野北 計172件)

※ 事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①長野南社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

平成17年7月中旬から平成18年3月までの間に、電話勧奨で接触できた者より事務所で作成して処理するよう依頼があったことから、年金受給権の確保及び利便性の向上を図るためとして、担当職員の判断で申請書を作成し、計102件の免除等処理を行った(事蹟なし)。所長は知らなかった。

②伊那社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年1月17日、所内対策会議において、被保険者の利便性、年金受給権の確保等を考慮し、所長が提案し、実施を決定。

〔実施内容〕

平成18年2月中旬以降、夜間等の電話による納付督促を行った際、免除申請の意思を確認し、申請書の代筆を依頼された場合に、本人の同意を得て申請書を代筆し、計55件の免除等処理を行った(事蹟なし)。

③長野北社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

平成17年10月中旬から平成18年3月までの間に、電話勧奨で接触できた者より事務所で作成して処理するよう依頼があったことから、年金受給権の確保及び利便性の向上を図るためとして、担当課長らの判断で申請書を作成し、計15件の免除等処理を行った(事蹟なし)。所長は知らなかった。

岐阜社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（大垣 計742件）
- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（岐阜南、大垣、美濃加茂 計907件）

- ※ (1) については、事務局が実施を主導し、事務局が了承。
- (2) については、事務局が実施を了承。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①岐阜社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 平成17年12月頃、事務局年金課においては、再三戸別訪問や電話督促を行っても接触できない者に対し、所得情報を基に免除処理を行うこと（職権免除）について、検討課題の一つとして考えていた。
- 平成18年1月20日頃、大垣事務所担当課長から職権免除の周知文書を提示された事務局担当者は、文書を修正し、問題ない旨の回答した。また、同時期、事務局担当課長が、大垣事務所長に対し職権免除の実施を了承した。
- 事務局年金課は、平成18年1月30日の特別対策本部会議に向けて職権免除の実施を組織決定すべく、事前に局長に説明したが、局長は会議での提案を了承しなかった。しかし、特別対策本部会議の場において、事務局担当課長は、職権免除について、今後の検討課題として紹介した。
- 局長の意向については、大垣事務所に伝わっておらず、大垣事務所の実施状況の確認もしていなかった。

②大垣社会保険事務所【(1) ①；事後案内文書型】

〔経緯〕

- 平成17年12月中旬頃、担当課長は、長崎事務局での職権免除について情報を得ており、事務局内でも職権免除が検討課題となっていることを認識していた。
- 平成17年12月下旬頃、担当課長が、年金受給権の確保等のためとして、実施を提案し、所長が了承。

〔実施内容〕

平成17年12月末から免除申請書を作成し、平成18年1月から3月にかけて、再三の戸別訪問、電話勧奨においても、対応できない者について、本人の申請の意思を確認しないまま、計742件の免除処理を行った。なお、承認通知書に、免除を望まない場合の連絡先等の説明文書を同封し、送付している。

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①岐阜社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

平成17年10月11日の大垣社会保険事務所に対するヒアリングにおいて、局長が、接触困難な未納免除該当者は、電話での免除申請の受付は許されるとの判断を示した。また、同年10月から平成18年1月にかけての国民年金特別対策本部会議においても、局長は同旨の見解を示した。

②岐阜南社会保険事務所

〔経緯〕

事務局の見解を踏まえ、平成18年2月2日の所内会議において、所長が実施を提案し、決定。

〔実施内容〕

平成18年2月から4月にかけて、電話により申請意思を確認し、申請書を作成することについて了承を得て、職員が代筆し、計72件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

③大垣社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年10月から夜間・休日の電話勧奨を実施したところ、代筆の希望が多かったことから、担当課長が実施を提案し、所長が了承。

〔実施内容〕

平成17年10月上旬以降、電話により本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、計607件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

④美濃加茂社会保険事務所

〔経緯〕

事務局の見解を踏まえ、平成17年12月22日の所内会議において、所長が実施を提案し、決定。

〔実施内容〕

平成18年1月から4月にかけて、電話により申請意思を確認し、申請書を作成することについて了承を得て、職員が代筆し、計228件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

静岡社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの
(静岡、浜松東、浜松西、沼津、島田、三島、掛川 計18,250件)

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(静岡、浜松東、浜松西、沼津、三島 計453件)

- ※ (1)については、事務局が実施を主導。
(2)については、一部の事務所に対して事務局の了承があった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①静岡社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 平成17年10月28日の事務局国民年金特別対策会議において、浜松東事務所長から文書での意思確認により免除処理することについて提案があり、局長が了解し、他の事務所においても、できるところから進めることになった。
- また、平成17年11月29日の事務局臨時国民年金特別対策会議において、局長が各事務所長に対して、文書による職権免除を促した。
- 平成17年12月26日の事務局国民年金特別対策会議においては、局長から免除等は28日までに入力するよう指示があった。
- 管内9事務所中7事務所において実施。

②静岡社会保険事務所【(1)②；先行入力型、事前確認文書型（承認通知なし）】

〔経緯〕

- 12月末の目標納付率の達成が難しくなったため、局長からの指示を踏まえ、事務局担当者と所長、担当課長が協議した結果、先行入力後、免除勧奨を実施しても免除申請書を受理できない者について平成18年1月に全件取消しを行うことを前提に、所長が実施を決定。
- また、平成18年3月、納付率が期待していたほど上がらなかったこと、また、局長から所長に対し、実施を指示する趣旨の発言があったことから、所長と担当課長が協議し、期限を切った免除等申請意思確認文書を送付し、連絡がない者について免除処理を進めることを決定。なお、4月にも同様の処理を行った。

〔実施内容〕

上記の2つの方式により、平成17年12月、平成18年3月、4月に、計5,993件の免除処理を行った。なお、承認通知書は作成しなかったものと送付しなかったものがある。

③浜松東社会保険事務所【(1)①；事前確認文書型、(1)②；①の一部を取消】

〔経緯〕

他県で電話勧奨又は文書勧奨による職権免除の方法が実施されていることを聞いた所長が、目標納付率の達成のため、平成17年10月28日の事務局国民年金特別対策会議で提案し、局長の了承が得られたことから、同年12月から実施することを決定。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年4月にかけて、「〇月〇日までに、ご連絡がない場合は免除申請を了解いただいたものとして手続を進める」という趣旨の期限を切った免除等意思確認文書を送付し、連絡のない者について、計842件の免除処理を行った。なお、承認通知書は、一部を除き送付している。

④浜松西社会保険事務所【(1)①; 事前確認文書型、(1)②; ①の一部を取消】

〔経緯〕

- 平成17年12月20日、12月末の納付率の目標を達成するため、また、局長からの指示もあったため、所長が、納付猶予に該当する者について、先行して入力し、入力と平行して、平成18年1月6日までに連絡がなければ処理を進める旨の文書を発送することを決定。
- また、平成18年4月上旬、所得情報により免除に該当する者のうち申請書を受理していないものについては、3月末までに職権処理するようという事務局からの指示を踏まえ、所長が、期限を切った免除等申請意思確認文書を送付し、連絡がない者について免除等処理を行うことを決定。

〔実施内容〕

上記の2つの方式により、平成17年12月、平成18年4月に、計2,558件の免除等処理を行った。なお、承認通知書は、一部を除き送付している。

⑤沼津社会保険事務所【(1)①; 事前確認文書型、(1)②; 事前確認文書型(承認通知なし)】

〔経緯〕

- 平成17年12月、10月・11月の事務局会議の結果を踏まえ、12月末の納付率の目標を達成するため、所長が、所得情報により免除に該当する者を対象に、先行入力し、期限を切った免除等申請意思確認文書を送付し、申出がない者の免除承認を行うことを決定。
- また、平成18年2月、3月末の納付率の目標を達成するため、所長が、所得情報により免除に該当する者を対象に、期限を切った免除等申請意思確認文書により勧奨を行い、申出がない者の免除処理を行うことを決定。

〔実施内容〕

上記の2つの方式により、平成17年12月から平成18年3月にかけて、計3,574件の免除処理を行った。なお、承認通知書は、一部を除き送付している。

⑥島田社会保険事務所【(1)②; 入力後取消型】

〔経緯〕

平成17年12月中旬、他事務所で行っている文書等での免除申請意思確認による免除処理を進めるよう事務局からの強い指示があったことから、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年12月22日に、計464件の入力処理を行ったが、市町から「意思確認の進め方に問題がある」と指摘を受け、同月28日に全件取消処理を行った。

⑦三島社会保険事務所【(1)①; 事前確認文書型、(1)②; ①の一部を取消】

〔経緯〕

- 平成17年11月末、10月・11月の事務局会議の結果を踏まえ、所長が、所得情報により免除に該当する者を対象に、先行入力し、その後期限を切った免除等申請意思確認文書により勧奨を行い、申出がない者の免除処理を行うことを決定。
- また、平成17年12月から平成18年2月にかけて、所長が、所得情報により免除に該当する者を対象に、期限を切った免除等申請意思確認文書により勧奨を行い、申出がない者の免除処理を行うことを決定。

〔実施内容〕

上記の2つの方式により、計3,964件の免除処理を行った。なお、承認通知書は、一部を除き送付している。

⑧掛川社会保険事務所【(1)①; 事前確認文書型、(1)②; ①の一部を取消】

〔経緯〕

平成17年12月初旬、10月・11月の事務局会議の結果を踏まえ、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年12月、平成18年2月から3月にかけて、所得情報により免除に該当する者を対象に、期限を切った免除等申請意思確認文書により勧奨を行い、申出がない者について、計855件の免除処理を行った。なお、承認通知書は、一部を除き送付している。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

① 静岡社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年4月、担当課長が実施を決定。所長は承知していなかった。

〔実施内容〕

平成18年4月26、27日に、電話督促により本人の申請意思が確認できた者について、計34件の事前入力を行った（事蹟なし）。その後、申請書を受理した者については事前入力した記録を取消後、申請免除の入力処理を行い、未提出者については記録取消処理を行った。

② 浜松東社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月初め頃、他県の取組情報（具体的な事務局名は不明）を聞いたとする所長と次長、担当課長で収納対策を協議し、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年4月にかけて、電話による納付督促において、納付困難な者については、免除等の申請意思を確認の上、職員が申請書を代筆し、計286件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

③ 浜松西社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

県内の他の事務所の取組情報を得た所長が、平成17年12月と平成18年2月に、電話で本人の了解を得て、所長自ら申請書の代筆を行い、計27件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

④ 沼津社会保険事務所

〔経緯〕

県内の他の事務所の取組情報を得たことから、平成17年10月頃の所内収納対策会議において、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年11月に、電話で申請意思を確認して、職員が申請書を作成し、計55件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

⑤ 三島社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年10月、電話納付勧奨の応援に来た事務局担当官が被保険者からの代筆要望に対応したことにより、本人から強く依頼された場合に限り、本人の申請意思を確認し、申請書を代筆し、免除等処理を行うこととなった。所長は実施を承知していた。

〔実施内容〕

平成17年10月、計51件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

愛知社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(大曾根、鶴舞、笠寺、熱田、昭和、名古屋北、半田、刈谷、豊田 計1,652件)

※ 一部の事務所について、事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①愛知社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 平成17年11月24日の所長会議において、事務局担当官が、所得情報の提供を受けることができた名古屋市内の事務所限定して、所得情報により免除等が確定している未納者に対する勧奨業務において、申請書の電話受付を差し支えないものとする旨の発言をし、更に、当該会議終了後、実施を前提とした事務連絡文書をFAXで当該市内の事務所に送付した。
- しかし、会議終了後、局長から発言の撤回の指示を受け、発言を取り消すことになり、翌日、事務連絡文書を破棄することを指示するFAXを当該市内の事務所に送付した。結果として、FAX送付の対象外の事務所長については、所長会議での発言の取消が徹底されないことになった。(ただし、事務局のFAXがあるよりも以前に、熱田、昭和の各事務所においては実施を決定済み。)

②大曾根社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月末の所内会議において、納付率の向上と年金受給権の確保のため、所長が担当課長に対し、実施を指示。なお、事務局からの「取消」のFAXについては承知していなかった。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年4月にかけて、所得情報に基づき免除が見込まれる者について、電話により申請意思を確認して、代筆の同意を得て、職員が申請書を代筆し、計334件の免除等処理を行った(事蹟なし)。

③鶴舞社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年12月26日、所長が担当課長と協議し、実施を決定。なお、事務局からの取消のFAXは承知していなかった。

〔実施内容〕

平成17年12月に、電話により免除の申請意思及び所得調査への同意が確認できた者について、申請書の提出を依頼し、申請書の提出のない場合に、申請書を代筆し、計75件の免除等処理を行った(事蹟なし)。

④笠寺社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月24日の事務局からの指示を踏まえ、12月末目標の達成のため、同日の所内役付会議において、実施を決定。なお、事務局からの「取消」のFAXについては見落としていた。

〔実施内容〕

平成17年12月に、所得情報により免除に該当する者に対して、電話による届出勧奨を行う際に本人の申請意思の確認と申請書の作成同意を得た場合に、申請書を代筆し、計197件の免除等処理を行った(事蹟なし 90件 事蹟あり 107件)。

⑤熱田社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年10月31日の所内会議において、年金受給権の確保のためとして、所長が実施を指示。なお、事務局からの「取消」のFAXについては承知していた。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年1月にかけて、所得情報により免除に該当する者に対して、電話により申請意思を確認できた場合、職員が申請書を代筆し、計494件の免除等処理を行った（事蹟なし 199件 事蹟あり 295件）。

⑥昭和社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月9日所内会議において、社会保険大学校で研修を受けた職員から愛媛で電話受付を行っているという情報を聞いた担当課長が、実施を提案し、所長が了承。なお、事務局からの「取消」のFAXについては承知していなかった。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年2月にかけて、電話勧奨により本人又は納付義務者から申請の意思確認が取れた場合に、申請書を代筆し、計268件の免除等処理を行った（事蹟なし 117件 事蹟あり 151件）。

⑦名古屋北社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月24日の事務局からの事務連絡を踏まえ、実施の準備をしていたので、事務連絡の取消後も、厳しいノルマ達成の指導もあり、課内会議で実施を決定。なお、年末に事務局に訪した事務局担当者から、黙認を示唆する発言があった。

〔実施内容〕

平成17年12月に、年末にかけての電話納付督促の際、本人の申請意思と申請書の代理作成の了解を得て、申請書を代筆し、計20件の免除等処理を行った（事蹟なし 18件 事蹟あり 2件）。

⑧半田社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月24日の所長会議での事務局からの発言及びその後の事務局担当課からの指示を踏まえ、年金受給権の確保と年末の納付率アップのためとして、同月29日の所内会議において、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年12月に、電話勧奨において本人の承諾を得て、申請書を代筆し、計176件の免除等処理を行った（事蹟なし 16件 事蹟あり 160件）。

⑨刈谷社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年12月上旬に、事務局から支援のため派遣された職員から、電話により相手の意思を確認し、代筆の了解を得られた者について、申請書を代筆し、免除処理を行うことは可能であるとの話があったことから、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年12月に、計78件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

⑩豊田社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年12月上旬、事務局や他の事務所の職員との会話の中で、電話により申請意思を確認する方法を聞いていた所長が、担当課長に実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年2月にかけて、所得情報から免除に該当する者に対し、電話により十分な説明を行い、本人の申請意思を確認できた場合に、申請書を代筆し、計10件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

三重社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの
(津、四日市、松阪、尾鷲、伊勢 計15,259件)

※ 事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①三重社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 平成17年11月11日の臨時所長会議において、事務局担当課長から、所得情報に基づく免除勸奨対象者のうち、確実に免除に該当すると思われる者について、意思確認の文書を送付後、納付する予定などにより免除を希望しない者を除き、意思確認ができたものとして、免除等の処理を行うことについて提案があり、局長、各所長らが実施することを決定。
- 実際の事務処理は、所長会議の決定に従い、
 - ・ 各事務所において、対象者の抽出、意思確認文書（期日までに連絡がなければ免除の準備を進める旨記載）の作成・送付、申請書の作成、市町村への協力依頼を行い、
 - ・ 事務局において、申請書に基づきOCR帳票を作成し、
 - ・ 事務局事務センターにおいて、OCR入力処理を行い、免除承認通知書を発送した。
- なお、平成17年4月から6月分の承認通知書については、事務所で送付することとされていたが、被保険者が混乱するのではないかと事務局からの指導があり一部の事務所の管轄区域を除いて送付していない。

②各社会保険事務所【(1)①；事前確認文書型、(1)②；事前確認文書型（承認通知なし）】

〔経緯・実施内容〕

所長会議の決定であることから、決定に従い、所長が職員に対して上記の事務処理を行うよう指示し、実施。

滋賀社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（大津、彦根、草津 計268件）

※ 事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①滋賀社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

平成17年11月24日の国民年金対策本部会議において、局長から、免除対策の一環として、「電話での意思確認等による申請書の代筆」の提案があり、局次長、担当課長以下会議出席者に対し、実施マニュアルを作成し、全職員の支援で実施するよう指示。実施マニュアルは12月2日に各事務所にメールで送付された。

実施マニュアルに基づき、全事務所において実施。

②大津社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月24日の会議を踏まえ、平成17年11月末、所長が所内収納対策会議で伝達及び指示し、実施マニュアルに基づき実施。

〔実施内容〕

電話勧奨の際に、「申請書を提出する」等の回答する者がほとんどで、効果がなかったため、12月中旬頃で中止（計6件は事務局支援分、事蹟あり）。

③彦根社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月24日の会議を踏まえ、平成17年11月末、所長が担当課長に指示し、実施マニュアルに基づき実施。

〔実施内容〕

平成17年12月以降、電話により申請意思を確認の上、本人・納付義務者の同意を得て、職員が申請書を代筆し、計94件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

④草津社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月24日の会議を踏まえ、平成17年11月末、所長が担当課長らに指示し、実施マニュアルに基づき実施。

〔実施内容〕

平成17年12月以降、電話により申請意思を確認の上、本人・納付義務者の同意を得て、職員が申請書を代筆し、計168件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

京都社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの
(上京、中京、下京、京都南、京都西 計16,853件)
- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(下京、京都南 計168件)

※ (1)、(2)ともに、事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①京都社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 目標納付率の達成のため、担当課長が、「職権免除」の方法を発案し、平成17年1月25日頃、京都市内各所長の了解を取り付けて実施を決定。その際、局内の上司に相談せず、課内でも協議を行わず、独断で職員に指示を行った。
- 実際の事務処理は、
 - ・ 事務局において、京都市から提供された所得情報に基づき該当者を抽出し、免除勸奨状を発送し(12月5～7日)、
 - ・ 共同事務センターにおいて、OCR帳票の作成、入力処理を行った(12月19日)後、
 - ・ 事務所に入力結果と承認通知書を送付し、納付意思を示している者の取消と引き抜きを行わせた上で、
 - ・ 共同事務センターから1事務所を除き、承認通知書に免除を希望しない場合は取消を行う旨を記載した文書を同封して送付(1月20日及び25日。京都西分は、上記取消と引き抜きを行った者以外は、申請書の提出を求め、申請書の提出があった後に、再審査のうえ承認通知書を送付することとしたため、送付していない。)

②各社会保険事務所【(1)①；事後案内文書型、(1)②；入力後取消型】

〔経緯・実施内容〕

事務局担当課長の指示により上記の事務処理を行っているものの、主体的に関与していない。

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①下京社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

平成18年4月、不適正な免除処理を行った者に対してお詫びと免除申請書の提出依頼を実施した際に、一部電話で免除勸奨を行った中で、申請書をどう書いていいかわからない等の話があり、担当課長が、以前事務局担当課長から電話による申請受付の手法について聞いたことを思い出し、本人の申請意思を確認して、計7件の申請書を代筆し、免除処理を行った(事蹟なし)。所長は了承していた。

②京都南社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年1月27日の事務局特別対策本部会議において電話による免除申請の意思を確認して職員が申請書を作成する手法が話題となったことがきっかけとなり、所長が、担当次長及び担当課長に実施を指示。

〔実施内容〕

平成18年2月3日から15日の間、電話勸奨の際に、申請意思が確認できた者について、区役所及び市町村に申請書が提出済みか否かを確認した上で、未提出者の場合に申請書を代筆し、計161件の免除等処理を行った(事蹟なし)。

大阪社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

(大手前、堀江、市岡、天満、淀川、今里、福島、城東、天王寺、八尾、平野、貝塚、堺東、東大阪、守口、堺西 計71,392件)

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

(大手前、堀江、市岡、天満、淀川、今里、福島、城東、天王寺、難波、玉出、八尾、平野、貝塚、堺東、吹田、堺西 計9,956件)

- ※ (1) については、一部の事務所について、事務局が実施を主導。
(2) については、事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①大手前社会保険事務所【(1)②；事前確認文書型（承認通知なし）】

〔経緯〕

平成18年2月下旬に、事務局担当課長から、今里事務所の手法の情報を聞いた前所長が、納付率の向上と年金受給権の確保のためとして、平成18年3月9日の所内国民年金特別対策会議において、実施を決定。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、免除勧奨文書を送付又は投函し、免除を希望しない者以外の者の申請書を作成し、計3,485件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は、現所長が、この取扱いに疑義があると考え、送付を保留した。

②堀江社会保険事務所【(1)②；事前確認文書型（承認通知なし）】

〔経緯〕

平成18年2月14日の所内国民年金収納対策本部会議において、2月上旬に市岡事務所長から市岡事務所の取組を聞いた所長が、年金受給権の確保の観点から提案し、担当課長に指示。なお、事務局担当課長にこの手続を始める旨の報告をし、了解を得ている。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、30歳未満で電話等による勧奨を実施するも申請のない者について、所得情報に基づき免除が見込まれる者について、再度勧奨文書を送付し、回答のない者については、申請書を作成し、計2,841件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付する予定であったが、不適正な処理であることが明らかになったため、送付していない。

③市岡社会保険事務所【(1)①；事前確認文書型】

〔経緯〕

平成18年2月1日の所内国民年金特別対策本部会議において、天王寺事務所の担当課長から、今里事務所の事例について情報提供を得た担当課長が提案し、所長が実施を決定。なお、案内文書の文面について事務局担当者に指示を仰いでいる。

〔実施内容〕

平成18年2月から4月にかけて、平成17年11月から12月の間に収納対策として実施した30歳未満の者に対する戸別訪問・電話督励の際、不在であった者に対して、納付猶予の案内文書を送付し、希望しないとの回答がない場合に、本人の意思確認があったとして、計3,501件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付している。